

（午前10時35分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

順番2、13番 瀧君。

〔13番（瀧 洋一君）登壇〕

○13番（瀧 洋一君）議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

大変申しわけございません。ちょっとのどを痛めておまして、なかなかいつもの声が出ません。大変お聞き苦しいかと思えます。どうぞご容赦いただきますようお願い申し上げます。

民主党を中心とする政権となり、地域主権が政治の根幹となってまいりました。これまで以上に地方自治体の市政運営が重要となってまいります。

私も常々より、市民の声を市政へと訴えております。一部の市民の声があたかもすべての市民を代表しているのではないだろうか。そう思えることが多々見受けられます。

前回に引き続きまして、区長制度を取り上げ、本当にこれで良いのか議論を行いたいと思います。

また、1年後に迫りました地上デジタル放送への完全移行に伴い、橋本市としての対応、また、住民との話し合いの状況についてもお尋ねしてまいります。

私たちの未来は私たちの手で。市民と行政が一体となったまちづくりをめざして、今回もお尋ねしたいと思います。

1、地上デジタル放送への完全移行に向けて。

2011年の7月24日に地上アナログ放送が終了し、地上デジタル放送に完全移行いたします。そこで、本市において地上デジタル放送を受信できない地域があってはならないと考えますが、現状と今後の対応についてお尋ねをいたします。

①橋本市内の難視が予想される新たな難視聴と共聴組合は何世帯ありますか。

②上記世帯に対しての対応の経過と、今後の対応についてお尋ねします。

③予算措置はどのようにされていますでしょうか。

続いて2番、区長制度について。

さきの3月定例会におきましても区長制度についてお尋ねをしましたが、時間が足りずにお尋ねし切れず、また、提言まで及びませんでしたので、引き続き今回もお尋ねしたいと思います。

区というのは権利能力なき社団であり、市の条例や規則などでも位置付けがない団体であることは、前回の質疑の中でも明らかになったところでございます。にもかかわらず、市当局は「区長さん」と呼ばれる方に対して、多大の責任と権限を付与しているように思えてなりません。市民との協働の観点から、地域連絡員の形で、正式に、明確に委嘱を行うとともに、業務についても見直す必要があると思ひ、市当局としてのお考えをお尋ねします。

①市と区または自治会の関係についてお尋ねします。

②市と区長理事会の関係についてお尋ねします。前回は、この区長理事会には触れてはおりませんでした。実際に、市の予算から

も多額のお金が、この区長理事会に対して支払われております。そこで、これについてもお尋ねをします。

③総務課の事務分掌にある「自治会に関すること」の詳細な事務についてお尋ねをいたします。

④区に加入されていない世帯への広報の配送業務の状況についてお尋ねします。

⑤市道の補修などの要望が各区においてどのように処理されているのか、実態についての調査を、さきの定例会でお願いをいたしましたところですが、その結果についてご報告をお願いします。

⑥市当局は、区長、区長理事会に対し、市政についての施策の協議機関や調整機関ととらえておられるのでしょうか。

⑦改めまして再度、区長の印鑑は行政事務に必要なかどうか、どのようにお考えでしょうか。

⑧区長と選挙事務とのかかわりの実態はどのようになっておりますでしょうか。例えば、投票管理者、投票立会人、このように任命された方々の選挙活動、政治活動についての制限などについてもあわせて教えていただきたいと思います。

⑨現在の区長制度を撤廃して、新たに市民協働の観点から地域連絡員として委嘱してはいかがかと思いますが、見解をお聞かせください。

以上、明確な簡潔な答弁をいただけますよう期待をいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君の一般質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）地上デジタル放送のご質問にお答えいたします。

はじめに、難視世帯についてですが、アナログテレビ放送が平成23年7月24日で放送終了となり、地上デジタル放送に完全移行を行うための本市の状況としましては、平成21年度末時点の共聴組合は13組合、2,460世帯であります。また、新たな難視世帯は13地域、389世帯と予測しております。

次に、難視世帯に対しての対応経過と今後の対応ですが、共聴組合13組合中10組合の施設の改修が終わっております。残りの南北宿TV共聴組合と、西ノ島テレビ共同施設組合については、既に組合からNHKに地上デジタル放送導入に向けた技術支援依頼を行っており、そのうちの南北宿TV共聴組合については、受信点調査の結果、共同受信アンテナの設置場所が確定しましたので、NHKで算出される整備工事費及び維持管理費を考慮しながら、組合へ改修を指導していく予定となっております。もう一方、西ノ島テレビ共同受信施設については、改修費用が少額であるため、組合側で改修を行う予定です。また、学文路の施設については、学文路の有岡地域とともに施設整備を行う予定です。

新たな難視聴市地域である柱本、境原、隅田町樽井、隅田町霜草、須河、只野、彦谷、谷奥深、学文路の有岡及び幡天神、清水、横座、高野口町田原、高野口町嵯峨谷については、県の受信点調査を行い、それに伴う調査結果及び支援制度、今後の対応について2回に分け、説明会を行っております。そのうちの隅田町垂井、彦谷、学文路、横座の4地域についてはさらに依頼があり、個別説明会を開催しております。

新たな難視地域の現在までの状況としては、柱本に新たに組合が設立され、施設の整備が完了しております。隅田町樽井、隅田町霜草、境原、谷奥深の4地域については、民間のCATVに加入するか、現在加入している共聴

組合に加入するかの個別受信対応を行っていく方針です。学文路の有岡、高野口町田原、高野口町嵯峨谷の3地区については、施設整備に向けての準備を行っているところです。

今後、新たな難視地域の解消に向け、辺地共聴施設整備事業や、個別受信難視聴対策事業等、国の補助金やNHK助成制度を利用し、共聴施設の整備手法等の説明会を開催していく予定です。同時に、さらなる支援を県、総務省とともに働きかけていきます。

次に、予算措置につきましては、平成22年度においては辺地共聴施設整備事業費補助金として4,220万3,000円を計上し、3月議会において承認をいただいております。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、区長制度についてのおただしにお答えをさせていただきます。

1点目の、市と区または自治会との関係につきましては、本市は、市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組む市民協働をめざしており、より一層の住民サービス向上のためにも、両者の協力関係は大切であると考えております。

次に、2点目の、区長理事会との関係についてですが、市内には10地域の地区区長会がございます。その地区区長会の会長さんをもって組織されているのが区長理事会でございます。区長理事会におきましては、毎月の理事会の開催をはじめ、各地区区長会の取りまとめ、行政情報の伝達・調整などを行っていただいております。市と地域の区を結ぶ重要な役割をいただいております。

3点目の、総務課の事務分掌にある「自治会に関すること」の事務についてですが、集会所管理運営補助金、集会所新築改修補助金、

掲示板設置改修費補助金等の補助金や委託事務、認可地縁団体に関すること、広報配布関係事務等々を行っております。

次に、4点目の、区未加入の方への広報の配布等につきましては、市内への転入の際には、文書で区自治会の加入のお願いを行っておりますが、残念ながら未加入の方がおられます。市としましては、広報等を各地区の公民館にも備え、ご案内をしているところです。また、インターネットによるネット配信も行っております。

次に、6点目の、市政について政策の協議機関や調整機関ととらえているのですか、とのおただしですが、おただしのとおり協議等を行うケースもございます。市政の推進においては、市民の皆さまの声を聞くことも重要であり、その地域をよく知る代表者としての区長さんや区長理事会でのご意見をお伺いすることも大切であると考えてございます。

次に、7点目の、区長の印鑑が必要な行政事務については、3月議会におきましてもお答えさせていただいたように、主立ったものとしたしましては、区からの市道や農道の改修・修繕の要望や、各種補助金申請、災害の報告等々の事務処理のため、区長の印をいただいております。地域の実情を一番ご存じである区長さんの理解と協力は、事業が円滑に推進されるために大きな役割を担っているものと考えております。

次に、8点目の、区長と選挙事務とのかかわりについてですが、投票管理者並びに投票立会人の選任の際に、選挙管理委員会から、選挙人が選挙を身近なものと感じられるよう、地域の実情を熟知している区長や自治会長に推薦依頼を行っており、内申をいただき、選挙管理委員会で選任を行っております。

なお、各区や自治会への内申依頼時及び投票管理者の方々への選任通知の際には、公明

正大な選挙執行のために、公職選挙法第135条の規定により、在職中その選挙区において選挙運動をしてはならない旨の周知を図っております。

最後に、9点目の、区長制度を撤廃して地域連絡員としての委嘱をしては、とのご提言についてお答えをさせていただきます。市民と行政が一緒になってまちづくりに取り組む動きが全国的に活発化している状況であります。橋本市では、従来から市として大字単位の地縁をもって区と称し、この区制度は定着しているものと考えております。

近年、この区や自治会組織が主となって自主防災組織も順次設立されております。地域の連帯意識や協働活動は行政が主体となって築かれるものではなく、地域の生活環境の整備や諸行事の連帯意識や活動によって築かれるものであり、区組織の役割は大切なものであります。まちづくりにおいて、市と区は協働におけるお互いのパートナーであると考えておりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）⑤市道の補修などの要望が各区においてどのように処理されているのか、実態についてでございますが、すべての区長さんに対して調査はしておりません。通常業務の中で聞き取りしました結果でございますが、各地区の地域性や区組織の運営方法、各区長さんの方針等により独自性があります。

その処理方法の一つは、各区民からの要望をすべて区長名で要望する。その2は、各区民からの要望を、地域の道路委員や水路委員が吸い上げたものを区長名で要望する。三つ目は、区内の町内会や各班からの要望を受け、区長名で市に要望する。四つ目は、各区民か

らの要望を区長が確認の上、公共性等必要と判断されたものを要望する。その五は、区民からの要望を区長が区役員会等に向け、区として要望すべきかを審議したものを要望する。主にこの五つの内容で対応していただいております。

要望内容の公共性や緊急性について優先順位等を各区長と相談しながら事業を進めているのが現状です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君、再質問ありますか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは、地上デジタルから順を追ってご質問をさせていただきたいと思っております。

これ、7月の24日、本当に大変なことなんです。いきなりテレビが映らなくなる。それに対して、国、行政、地方自治体挙げて、それに向けて頑張っていかなければならない。比較的橋本市は、県の全体のほうから見まして、非常に進んでおったんかなと思っておったんですね。お隣の地域なんかと比べると進んでおるのかなと、少し安心してたんですけども、実情を見たらいつの間にか追い抜かされてるんですよ。橋本が全然進んでいない。何をしているのかということで質問をさせていただきました。

今現在、共聴で13組合、また地区で13地区が残ってるんですけども、まず一点、この地域、地区は来年7月24日、完了できる見込みとお考えですか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）共聴組合のほうは確信をもって完了できるというふうに考えてございます。新たな部分につきましては、やり方、選択肢がある中で、加入に向けて努力しているということで、ほぼできるんじゃないかなというような考え方でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）じゃ、できるというご答弁、しっかりと覚えておきますので、やってください。

それと、本当にこれだけですか。県の資料もあります。ここに出していない地域があるんじゃないですか。ないですか。NHKが映らない地域があるんじゃないですか。

それと一つお尋ねしたい。この算定というのは、例えばNHKでも和歌山も奈良もあるんですよ。先ほど、部長が答弁ありましたとおり、別のほうでというのは衛星のことを言っていると思うんですよ。衛星使ったら確かにどの地域でも見れますわ。でも、和歌山のニュース、見れるんですか。東京のニュースしか見れないんでしょう。和歌山の地元のニュース見れるんですか。災害情報どうなります。地元の和歌山のニュースが見れてはじめて、これ、解決やと思うんですけどもどうでしょう。ほかにも、既存のニュータウンなんかでも、奈良は映るんやけども、NHKの奈良は映るけど和歌山は映らない、こんな地域もあるんじゃないですか。その点、どのように把握されてますか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）橋本が受信しているUHFのアンテナというのが、九度山と橋本局、それから五條の栃原がございます。ということで、河南の橋本局なり九度山局が入らないところについては五條の栃原からということになってございます。

ということで、五條の栃原といたしましたら、奈良県、NHKは奈良の放送が入ってくるような状態になっておりまして、現在のところでも、一部地域につきましてはNHKの和歌山放送が入らないという状況でございます。民放については全部入るわけでございますけ

ども、NHKだけがそういうような状況のところの一部でございます。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら、それはもういいんですか。奈良が映ったらもうそれでいいと。これ、済みません、市だけの方針じゃないと思うんですけどね。県としてもかなとは思うんですけど、それはそれでよしとするのか。それはもう、とりあえずまだ映ってるだけましなんですよ。今、調査してない、調査できてない地域があると思うんですよ。今わかってないだけで、7月になって、電波が実際届かないという地域が出てくるんじゃないか、それ、一番実は心配なんですわ。

それと、もう一点、先ほどのご答弁の中でも、今まだなかなか話ができてない、説明会は実施しましたけども、まだ共聴の動きもうまくまとまらない、こんな地区があると思います。そやけどこれ、最近の話ですか。もう20年ぐらいから県の地域でやってこういう説明会、県庁、こういう説明会をやってるんですよ。そのときに地区の代表者にも説明されてるはずですよ。これが何で1年以上もたって、いまだに解決できてないと。この間、行政は何をしていたんですかと、これを聞きたいんですよ。

ちょっとその辺、答弁してください。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）この地上デジタル移行の事業につきましては、総務省の出先としてデジサポと、特に、和歌山県でいったら県のほうも力を入れて行っております。ということで、難視調査につきましては県の受信調査、これは平成20年から今年も入っておるわけでございますけども、そういう形で調査してございます。ということで、現在、市内を大部分網羅しまして、新たな難視というこ

とで思っておるところが答弁のとおりの13地区でございます。

ただ、それより地区の中で1軒とか2軒、要するに共聴組合とかそういうことができずに、1軒だけが映らないんやというようなケースもございます。それにつきましては、今後もそこまで2万6,000戸すべてが網羅されているような状況ではございませんけれども、それが今後の課題になるかというふうに考えてございます。

ということで、国におきましても個別の難視、共聴に入られないところにつきましては、個別受信の難視聴対策事業というのが、今年でしたか、去年からも話されていて設立されてございます。ということで、現状がわかってくる中で補助事業のメニューも増えてますし、デジサポ、それから県の対応も含めまして調査関係なんかについてもずんずん変更してるといような状況でございます。昨年の秋につきましては、デジサポが中心にということでございますんですけども、県のほうも和歌山県としても力を入れてもございまして、橋本市も遅ればせながら、そういうことで橋本市だけでというわけにいきませんので、デジサポ、それから県と協力しながら、地元説明会なり理解を得られるような形で現地のほうへ入っているような状況でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それはわかりました。地域の方々も説明会に来ていただいてといて、これは県庁から、県のほうへ行ってるはずなんですよ。これ、もう平成20年。このときにもう通達来とるんですよね。20年11月19日。これ、県庁の南館5階第2会議室といてやってるんですよ。それでもできひんから、今度21年11月20日。この間何やってるんですかと。全部区長さんに任したまま放ってるから、いつまでたってもできないんでしょう。

区長さんもスーパーマンじゃありません。地域をよく知る、これ、ちょっと行き過ぎたらごめんなさい。そんな話もありましたけど、すべてのことを、こんなテレビのことから子どものことから全部わかってる、そんな無理ですよ。それを考えていただきたい。これはいくらやっても仕方ないので、ここは要望。

もう一つだけ、最後確認します。4,222万3,000円の予算措置、新たな難聴が出てきたとき、その分の予算、確保できるんですか。それとあともう一点、NHKが映らないから受信料拒否されてるような地区もあると聞いています。地区で受信料も払わないんだと。こんな地区もあるように、河南で聞いていますが、その辺についての市の見解をお尋ねします。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）今年度の4,222万3,000円の予算につきましては、新たな地域9箇所、それから共聴組合6箇所ということで、15箇所分を見積もってございます。ということで、それ以上に必要な場合については、補正対応もしていかなければならないというふうに考えてございます。

この補助とか、いろんな事業費の環境でございますけども、これは22年度になりましてからでも刻一刻と変化してございます。NHKなんかも、はじめは助成ということがなかったわけでございますけども、最近は、NHKはそれは義務やということで、助成制度を創設されたようでございますし、そのメニューにつきましても、非常に説明会なんかも多いわけでございますけども、拡大されているような状況でございますので、それらも見ながら、予算については慎重に上げていきたいというふうに考えてございます。

それと、NHKを受信できない、いわゆるさきに言いましたところで、奈良の放送しか

映らないところというのが河南地区の一部でございます。そういうところにつきましては、橋本市としてはそれでいいということではございませんでして、過去についてもNHKのほうに要望を出させていただいたような経過がございます。この機会をとらまえて、何とかできないかということも含めまして、NHKとも継続して話をしているわけでございますけれども、現在のところ、どうするという結論は出ておりませんが、市としましては、それはいいということでは考えておりませんので、さらなる要望活動、それから陳情をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）それでは最後に、これ、標準でほしい設計から5カ月かかると言われているんですね。県の資料でいくと有線の共聴設備で4カ月、無線共聴設備で5.5カ月ですか。でも、これは平常時の場合です。書いています。2010年から2011年においては対応が困難になると想定されますよと。当たり前ですよ。みんな7月24日までに集中してくるんです。だから、あと1年あるから大丈夫です、そんな悠長なことを言わずに、早期になるよう行政はしっかりと、区長さん任せにせずにやっていただきたいということを要望いたしまして、この1番を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2番の区長制度について入ってまいります。

①市と区または自治会の関係についてと。ちょっとご答弁が非常にざっくりとといますか無難なところで、それに対してはどうということはないんですが、改めて、じゃあどんな行政事務を委託をしているのだろうか。行政事務委託費が出ております。それと、一部調整が入ることがありました。その部分について詳しくご説明ください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

区長さんとの業務につきましては、大きくは広報の配布、それから先ほどもご答弁させていただきましたが、市道関係の修繕補修等々の要望の取りまとめ、それから社会保障といたしますか、赤い羽根とか共同募金のお取り組みをいただいております。また、地域での要望である、いろんな行政をやっております内容についての、これはこうしたらいいんじゃないかとか、こうすべきではないかというような、地域、地域でのご意見というものを取りまとめいただいて、区長さんが代表して私どものほうへご意見をいただいております。それとまた、広報の配布でもございますけれども、うちから回覧をお願いしたりとか、そういった大きなものもございます。また、最近では、特に自主防災組織の取り組みにつきましても、発足当時は、やはり区長さんが仕掛けていただくといえますか、必要性を説いていただいて取り組んでいただいております。たくさんあるんですけども、大きくはそういった項目で、パートナーということで区長さんに対等な立場でご協力をお願いしておりますということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、そのところで恐れ入ります、調整というようなことで、もう少し詳しく。恐れ入ります。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）先ほどの答弁の中で、調整という機能もあるというふうな文言、ちょっと私、聞き間違えたのでしょうか。あったと思うんですが。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）先ほど、失礼しました。2点目の、区長理事会との中での行政

情報の伝達、調整を行っているという言葉にさせていただきました。ということで、なかなか細かく、各地域、市内百数箇所ございますので、地域、地域によりまして各地域の特性もございますので、微調整をしていく部分もございますということで、2点目のご答弁をさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）済みません。失礼しました。先ほどの、ちょっと私も聞き間違えといたしますか、混同しておりますして申しわけございませんでした。

では、区長さんのほうから見たら、どんなふうにとらえているのだろうか。区長連合会の会則というのがあります。ここで、第4条に、本会は前条の目的、前条の目的というのが、3条からいきましようか。第3条、「本会は区長相互の連絡協調を保持し、市政の進展、建設と市政の円滑なる運営、並びに住民の福祉増進に寄与するをもって目的とする。」第4条、「本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。①連絡協議会の開催。②地区運営の円滑なる連絡調整に関する事項。③末端行政の調査研究並びに講演会の開催。④市当局に対する意見の開陳、または諮問応答に関する事項。⑤その他本会の目的達成に必要な事項。」

どうも今の答弁と、区長さん方との意識の差があるように思うんですが、この辺で、どうですか。諮問応答とかしてるんですか。広報を配布したりどうか、それでこんなあるんですか。さっき、要望をお聞きするというのがありました。ちょっとこれ、ずれがあるように思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）2点目の質問にも

あるわけでございますけれども、結論から申し上げます、ずれは決してあるとは思っておりません。ただ、いろんな地域、百数箇所の地域がございます。地域、地域では、やはり長い何十年、何百年という地域のそういう文化、歴史もあります中で、やはり地域の住民の方々のお考え、また、橋本市の場合は新興住宅街、開発地を抱えております。大阪等市外から転入された住民の方々の生活されている地域もございます。そういうところで、やはり市民の方々の考え方、人生観等にも多少の考えの違いもある。そうした中で、やはり各区におきまして、行政に対する、また市からの地域に対しましても、多少の考え方の相違はあるかと思っておりますけれども、市と区長さんとの会話につきましては、2点目の区長理事会も通じまして、コミュニケーションは図らせていただいております。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）多少ここは平行線になるかなとは思ってたんですけども、じゃあ区長理事会、こちらのほうはどうなのか。これ、180万円ほど毎年出てますよね。これは何の費用ですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）今現在、市内では109の地区がございます。区長さんがおられます。その方々の代表といたしますか、現在、橋本市内の中でも大きく、大分類しまして10の地区に分けてございます。その10の地区の代表の方々ということで、橋本地区であれば橋本地区の代表、区長さんの代表であります理事、隅田地区でありますと隅田地区の各区長さんの代表であります理事、各1名出てきていただきまして、今現在10名おられます。その10名の方々のメンバーで区長理事会を組織させていただいております、毎月1回はそ



の区長理事会を開催させていただいて、行政からお願いする部分、お手伝いをしていただく部分、また、各市内の各区長さんからのご要望なりご意見を、各区長理事さんが取りまとめていただいて、行政に対してご意見なりご質問、提案をいただいておりますという組織がございます。その区長さん方の活動の中での委託業務ということで、先ほど申し上げましたが広報の配布なり、回覧なり等々の部分でのご苦勞をかけております。そういった業務内容の運営のための委託料でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたらこれ、費用弁償ですか。費用弁償で、その理事の方々の費用弁償で支出しているんですか。会計報告というのが全然ないんですよ。これ、区長理事会。そもそも、区長連合会というのと区長理事会、なぜこの2階建てになっているんですか。そこが非常にわかりにくいんです。その2階建てになっているそもそものが、権利能力のない社団に対して、その集まりに対して、さらに2階建てになっている理事会にお金を支出している。その報告等が、どのように使われたのか全くわからない。不明朗なんです。一体何をしているんだと。その理事会、どんなことをしているのか。

これ、総会の資料というのをいただきましたので、事業報告の中にあります。花街道のチラシの全戸配布とか、こんな配布物とかあるんですけども、私、ちょっと一点、気になったのがあるんですよ。ちょっと趣旨と外れるのかもしれないですけども、21年11月の理事会。1番目の項目。和歌山県行政報告会の動員要請について。動員要請って何ですか。市民の方々に和歌山県がこんな行政やってるから、仁坂知事が来てしゃべられるからどうぞ聞いてくださいよと。周知する、これはわかりますよ。動員って何ですか。これ、選挙

ですか。区長さんに何人ずつ出してくださいよと。そういうふうにしてるんですか。そんなことをすることに、どうして補助金を出してるんですか。おかしいと思いませんか。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）昨年の県政報告会につきましては、県下で7地域で県政の報告をするということで、県からの要請がありましたので、各区長さんだけじゃなしに、商工会議所、農業団体、それから各種団体にも呼びかけた中で、区長さんには各区で最低2名程度というような要請をさせていただいた経緯がございます。もっと多くをしていただいたらいいわけでございますけれども、会場の都合もございまして、県との相談の中でそういう形にさせていただいたというような経緯でございます。

その選定につきましては、区長さんに一任してございます。ということで、どういう形で選ばれたというのは掌握してございません。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これだけじゃないんでしょう。この間の総会でも、総務部長、意見が出てましたよね。何してるんですかと。何で参議院選挙とか、そんな国勢調査まで、参議院選挙まで、なぜ区長に押し付けるんですかと。こんな意見、この間出てましたよね。私、間違ってますかね。私聞いたん間違ってますかね。いつも出ますよね。去年は衆議院選挙、これも動員ありましたよね。こんなことが理事会で話されてて、何で補助金を出すんですか。行政はどういう立場なんですか。これ、しっかりと今後注意していただきたいと思います。この部分、もう答弁結構です。時間かかるんでね。

じゃ、区長理事会に出てる補助金、これと

理事会の委託契約書、これについてはちゃんと結ばれたものがあるのでしょうか。また、これは報告をいただけるかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）区長理事会それから区長連合会等の契約については、市長と代表とで、会長とで契約は締結いたしてございます。

それと、この内容につきましては、既に区長総会につきましても、決算内容、事業計画内容等も区長連合会の総会の中でも総会資料として提出させていただいてますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）部長、正確に答弁してくださいよ。ここに総会資料ありますよ。これ、見てくださいよ。正確に出てますよと。予算、これ決算もあるのかな。決算でいきましようか。21年度歳入歳出決算書。予算規模98万3,238円、収入済額98万2,284円。どこに180万円あるんですか。ないじゃないですか。ここに入ってないんでしょう。百八十何万円の総会資料なんか配られてませんよ。これについてどうなんですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）失礼しました。私の勘違いで、区長理事会につきましては、先ほど、ご質問の中で2階建てというご質問もあったかと思うんですが、以前は区長連合会の中に自治会も入っております、そこでの一本立てでございましたが、区長総会の中でも質問、ご意見等ございまして、今回から、区長理事会と区長連合会の総会とは二つに分けておるといふ経緯はございます。

ですから、今ご質問の、決して私、答弁間違っただけではないつもりでおったんですが、区長理事会につきましては、区長理事会の決

算資料につきましては区長連合会の総会には提出してございません。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）そしたら市としては、これはちゃんと把握されてるんですね。大丈夫ですね。はい。もう時間、たくさん聞きたいことあるんですが、済みません。

ちょっと大事なところ、事務分掌ですね。自治会に関することでも、集会所とかいろいろ補助金とか広報とかあるんですけども、これだけでいいんですね。総会の運営とか、ここに行くことは事務分掌に入ってるんですか。これをお尋ねしたい。実際に区長連合会の司会をされているのはどなたですか。質問に対して答弁をされてるのはどなたですか。議事録ありますよ。これ、平成21年度の議事録です。司会者、那須総務課長。間違いありません。事務局、出席されてるのが中山総務部長。ほかに井上庶務係長、中村主査、丸賀選挙係長、上田主査。この中でいろいろ質問が出てくるんですね。これ、権利能力なき社団が、なぜ役人が、役所の公務員が質問に対して、また予算に対しても答弁できるんですか。人の団体に。だけどこれ、会則を見たら事務局は橋本市役所に置いてあるんです。こんなんしていいんですか。事務局を置く。これが事務分掌に含まれていないのであれば、公務員がその勤務時間内に別の仕事をしておるといふことなんですよ。これ、服務規程に問題になるんじゃないですか。そこらのところ、よく説明してください。市の中の組織であれば別にいいですよ。これはだれが実際運営してるんですか。公務員としての意識も踏まえて、これらの点、しっかり答えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

まず、問題にならないのかなのかという

ことでございますけれども、私、担当部長としては、問題にはならないと考えております。その判断といいますか、理由はと申し上げますと、確かに事務分掌の中では、自治会に関することということで大きくしか表現はしてございませんけれども、各市内の区長さん、地域、地域の代表で選ばれた区長さんというのがおられます。その区長さんの大きく、大分類した業務といいますと、やはり地域でのまつりごと、溝掃除、いろんな盆踊り等々の地域、地域での行事をされている部分というのも、大きく一点あるわけでございます。

あと一点といいますのは、先ほどもご答弁させていただきましたが、行政のパートナーとして、何十年、それこそ何百年以前から、役場時代当時から行政のお手伝いをさせていただき、また、地域のお声も聞かせていただいて行政に反映するという事で、行政のパイプ役と言ったら失礼になるんか知りませんが、区長さんと行政のパイプ役をさせていただいている。その部分につきましては、やはり行政が、対等の立場であっても行政のお手伝いをさせていただいておる、その区長さん方に対しましては、やはりお手伝いをして、また総会の書類作成もさせていただいておりますけれども、これは必要ではないかというふうに考えてございます。

それともう一点、総会の中でなぜ事務局が答弁をするのかと、市の職員が答弁をするのかということにつきましては、本来でございますと、当然、区長連合会の理事なり役員の方が答弁していただいているケースも多々ございます。ただ、細かく明細なり事務的な部分につきましては、決して区長さん方が存じ上げてないというんじゃないしに、我々が、市の職員が答弁させていただくほうが、より細部にわたって細かくご答弁できるということの中で、総務課の職員がご答弁をさせていた

だいておるということでございますので、やはり行政のお手伝いをさせていただいておるという立場で、決して市から委嘱した区長さんではございません。それは認識はしてございますけれども、やはり行政のパートナーということの中で、行政としてもできる範囲で、自治会に関することでお手伝いをさせていただいておるということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）まだまだ平行線なので、今回で片づく問題やないですけどもね。でもね、考えてくださいよ。市民の税金をを使って、まだこれ、公務員が行ってるんですか。そして結局は、市から委嘱したほうが、正式なルートでやるほうがいいんじゃないですか。区長さんの選出方法も大変、いろいろさまざまやと思います。前回もありました、行政事務委託費も区長さん個人に入っていたり、区に入ったりしてたんでしょ。それは改めていただきました。これ、まだまだあるんですよ。本当に時間がないのが、私の聞き方が悪いんで申しわけないんですけど、ちょっとざっといきます。

まず、広報の配送業務について、これ、実は先日、隅田のこども園の説明会がありました。広報や回覧版でお伝えしてます。30人の保護者の方がおられたんですよ。その中で2人、うちは広報もらってませんという方がいらっしやいました。回覧板が回ってません。だから、こんな説明会あったの知りません。こんな方もいらっしやいました。どうなるんですか。

先ほど、インターネットとか公民館とあったけど、わざわざ行かな、同じ区に入ってる入ってない、市民税一緒でしょう。区に対しての区費は払ってる払ってないはあるかもしれせん。これ、任意団体ですわ。行政に対

しては払ってる。平等の権利受けれて当然でしょう。そこらの点は改めていただきたいのと、また、この行政事務委託費についても、今後研究で結構です、してください。今、まとめてこうやって区長さんをお願いして、大変な手間ですわ。この間も市民会館のところ、ずらっと並べてね。職員もこうやって分けて。例えば、業者委託したらどんだけであがるんですか。ちょっとこれ、私、どっちが高い安い、今は何とも申し上げられません。資料を持ってませんので。だから、これは研究してください。研究して、またご報告いただきたいと思います。

それと補修ですね。建設部長からご答弁いただきました。やはり、裁量権というのがどうもあるということですね。なぜそんなに区長さんに権限を持たすんですか。権限を持たすというか、責任を押し付けるんですか。区長さんがみんな、みんながみんな喜んでのと違うんですよ。何で印鑑押さなあかんねんという区長さん、いっぱいいますよ。私が判こを押すということは、責任も一緒に背負うことやと。その工事で何か問題あったら、私が責任とらなあかんのかと。そんなご負担を押し付けるというのも非常に問題やと思うんです。

やはり、協議機関とか、これ、もうちょっと本当は聞きたかったんですけどね。

紀の川祭の中止の件です。先日、経済建設委員会を開いていただきました。それ以降、ちょっと新事実が出てきたので、ちょっと触れさせていただきます。

紀の川祭の中止が実行委員会で決まりました。どうやらその席上で、5月24日まで、この情報はクローズにしてください、こんなお願いが担当課からありました。あったようです。それで報道機関に対しても5月24日に説明会をします。議会に対しては何の連絡もあ

りませんでした。そして、にもかかわらず連休明けの区長会で市が報告してるんですよ。区長さんに言うたら皆市民に出ますわね。これ、実行委員長である商工会議所も24日まで黙っておけと言われた。なのに区長さんに先に出てしまったんですよ。これ、何ですか。区長さんって何なんですか。議員、議会には何もなかったですよ。私がおかしいと言って、井上委員長をお願いして、議会を開いてもらったらやっとなんか説明いただきました。そしたら、それが18日やったと思います。そしたら報道機関も同じように日をずらしました。区長さんだけ特別なんですか。そこらおかしいんですね。そこらの観点もしっかりと改めていただかんといかんです。

あと、選挙事務についてのかかわり。これ、参議院選挙も近いので、くぎを刺しておきますわ。区長さん、今えらい問題になってますわ。これは今、捜査も入っているようでございますので、これは触れにくいところですけども、立会人はよかったん違うのかな。でも、投票管理者は絶対やったらあかんのですよ。この方が、投票管理者が区長さんであるのは何名いらっしゃいましたか。前回の市長選挙でも、衆議院選挙でも結構です。いずれかお持ちの数字を教えてください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。

前回の市長選挙におきましては、46投票区ございます46投票区中、33名の区長さんが投票管理者ということで協力をいただいております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）ということはですよ、46投票区中33。3分の2ですよ。そしたら区長さんに、今後、後援会のカードの取りま

とめとか、そんな事例が過去に多々あります。選挙管理委員会の事務局長として、中山局長、しっかりとこの旨、注意警告をしていただきますよう、参議院選挙も近いことでございます。区長さんが地域の代表で地域の事情をよく知る、こういう方は選挙運動に携わったらいかんのです。そのことをしっかりとお願いしたいと思います。

そして、残り時間がありません。区長制度を撤廃して、いろいろきょうもまだまだ時間が足りませんので、議論し尽くすことができませんけれども、さまざまな問題が出てきてるんです。このまま続けたら、本当に橋本市の市民の声、聞こえるんでしょうか。

すみだのこども園、出てますけども、これだってさまざまな経過で、区長さんなりとの話の中で決まっていきました。我々議員とも、議員と市長との間でもいろんな議論がありました。でも、決まったのはそうではなく、区長さんとの話し合いで決まりました。私たち議員は、地元からの要望ですと、それを信じて先日予算を通したんです。そしたら何か、全然違うかった。区長さんはすべてわかるんじゃないんです。人間です。区長さんに行政の押し付け過ぎてるんじゃないかと。ご負担を与えてはいけないし、すべてのことがわかる、地デジのこと、子どものこと、皆何でもわかるわけじゃないですよ。そんな人間なかなかいません。いらっしやいませんよ。おまけに選挙までですわ。

これらを考えたら、ちゃんとそれに市からの委嘱、ちゃんとした形で市民協働をやっていきたいと思います、さっきの同僚議員の質問にもありました、自治基本条例。これも踏まえて、本当に市民の声が届く市政を、市民との協働のまちづくりを進めていっていただきますよう要望いたしまして、この続きは、また9月議会へとさせていただきたいと思います。

今回の私の質問、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(中西峰雄君) これをもって、13番 瀧君の一般質問は終わりました。